

千葉県立保健医療大学転学科及び転専攻に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第32条の規程に基づき、転学科及び転専攻（以下「転学科等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 転学科等は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、許可することができる。

- (1) 出願時に本学に在籍していること。
- (2) 本学において転学科等の許可を受けたことがないこと。
- (3) 転学科等を志願する相当の理由があると認められること。
- (4) 志願先の学科(専攻)の入学者と同等以上の学力を有し、かつ、志願先のアドミッションポリシーに合った修学能力を有すると認められること。
- (5) 志願先に関して、定員、施設、設備等を勘案して受入可能と認められること。

(出願)

第3条 転学科等を志願する学生は、別に定める期日までに「転学科及び転専攻願（別記様式1）」を学長に提出しなければならない。

(選考)

第4条 転学科等の出願者の選考は、志願先の学科(専攻)が行う。

- 2 前項の選考の方法は志願先の学科（専攻）が定める。
- 3 志願先の学科（専攻）は選考の結果を教授会に諮らなければならない。

(許可)

第5条 転学科等の許可は、教授会の議を経て、学長が行う。

(時期)

第6条 転学科等の時期は、学年の始めとする。

(転学科等を許可された者の修得済みの科目等の認定)

第7条 転学科等の許可前に修得した科目及びその認定については、教授会の議を経て、学長が行う。

(転学科等を許可された者の受入年次)

第8条 転学科等を許可された者の受入年次は1年次とする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、転学科等に関する事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年1月4日から施行する。

転学科及び転専攻願

令和 年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

学部名 _____

学科（専攻）名 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____ 印

保証人氏名 _____ 印

私は、次により転学科(専攻)したいので、許可して下さるようお願いいたします。

1. 志願先学科(専攻)名

2. 転学科(専攻)を志願する理由

別紙のとおり

3. 現在所属する学科(専攻)長の承諾（押印又は自署）

_____ 印

